

## 令和 3 年度 社会福祉法人指導監査の結果について

## I 一般指導監査の実施法人数

	社会福祉法人
所轄法人数	33 (33)
実施法人数	7 (3)

※ ( ) 内は令和 2 年度実績

## II 主な指摘事項

## 1. 組織運営

## (1) 役員等（評議員・理事・監事）の構成等の状況

## ① 役員等の選任手続

役員等の選任手続において、役員等候補者が、どの資格要件に該当するかを確認していない、又は、確認した記録がないので、所定の手続きに従い、資格要件に該当することを確認したうえで選任し、記録に残すこと。各資格要件は以下のとおり。

評議員の資格要件

- ・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

理事の資格要件

- ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・施設の管理者（施設を設置している法人に限る）

監事の資格要件

- ・社会福祉事業について識見を有する者
- ・財務管理について識見を有する者

## ② 監事の選任手続

監事の選任に関する評議員会への提案について、監事の過半数の同意を得ること。また、監事から同意書の提出を受ける、又は監事が出席した理事会の議事録に記録するなどして、その旨を明確にしておくこと。

## (2) 評議員会の状況

## ① 評議員会の招集

評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、理事会の決議を行うこと。

## (3) 理事会の状況

## ① 理事会の招集

招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できていないので、同意が確認できるよう関係書類を保存すること。